

## 子ども・子育て支援等の施策推進の目標

## 社会情勢(現状)

- ・少子化の進行
- ・核家族世帯増加
- ・厳しい経済状況
- ・女性の社会進出
- ・地域のつながりの希薄化

## 様々な課題

- ・育児不安、悩み
- ・子育て家庭の孤立
- ・親子間の接する時間の減少
- ・異年齢間の子どもの遊びの減少
- ・生活困窮、不安定

- ①0歳から15歳までの質の高い教育の充実
- ②妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援体制の構築
- ③児童福祉法による18歳までの支援施策に加えて、子どもから若者（おおむね20歳）までの切れ目のない育成支援の連携体制の構築

## 乳幼児期の豊かな成長への支援

- 乳幼児教育ビジョンの推進
- 認定子ども園の検討
- 保育士確保対策の実施

## 子育て環境の充実

- 子ども何でも相談窓口の開設
  - ①中総合会館3階(現健康チェックコーナー)に開設
  - ②子ども総合相談センター(教員経験者・社会福祉士)、保健センター(保健師)、子育て支援基幹センター(保育士)が連携強化し専門性を活かしたワンストップ相談・支援を実施
  - ③子ども支援課(現本庁4階)の子育て支援業務と母子保健業務の一体的提供
- 妊娠・出産包括支援の実施
  - ①子育て世代包括支援センター機能を付加(保健センターと子育て支援基幹センター)
  - ②次世代への妊娠・出産・育児等の啓発
  - ③妊娠中の不安軽減、出産直後の支援体制の検討
- 地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの充実

## 子ども・若者育成支援

- 育成支援の在り方を検討する会議の再編
  - ・「青少年健全育成等に係る各種会議」と「子ども・子育て会議」を集約し、子ども・若者・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関して審議(集約化により想定される施策事例)
  - ・子ども・若者健全育成基金を活用した新たな施策
  - ・総合的な子どもの貧困対策
  - ・子ども、若者の生活自立支援対策
- 子どもの貧困実態の把握
- 家庭、学校、地域等の連携強化
  - ・子ども・若者健全育成基金の活用拡大
  - ・民間団体等が実施する子ども・若者健全育成に資する活動費の助成(補助金)を行い、市民活動の活性化促進と支援の実施

心豊かに暮らせるまちづくりの実現

## 《子ども・若者支援会議の体制》

### ①子ども・子育て会議

[委員数] 25名以内(現行22名)

#### [所掌事項]

- ①幼稚園・保育所の利用定員の設定
- ②地域型保育事業所の利用定員の設定
- ③子ども・子育て支援事業計画の策定
- ④子ども・子育て支援施策の総合的な推進及び実施状況の調査審議

### ②青少年問題協議会

[委員数] 若干人(現行19名)

#### [所掌事項]

- ①青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関すること。
- ②青少年の指導、育成、保護及び矯正に関して、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

### ③少年補導センター運営協議会

[委員数] 20人以内(現行15人)

#### [所掌事項]

補導センターの適正な運営に関する事項

#### [補導センター所管事項]

- ①少年の不良化防止に関すること
- ②少年の補導に関すること
- ③少年の生活実態調査及び資料の収集に関すること
- ④少年の健全な育成に関すること
- ⑤少年問題関係機関及び団体との連絡調整に関すること

### ④青少年善行表彰被表彰者選考委員会

[委員数] 10人以内(現行9人)

#### [所掌事項]

市長の諮問に応じ、青少年の善行に対する表彰の被表彰者について審査、選考、その結果を答申する。

子ども・若者・子育て支援に関する会議  
を集約し、一体的に審議

### ●子ども・若者支援会議

#### [設置目的]

子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため。

会議には、専門事項を審議する部会と臨時委員を置くことができるものとする。子ども・若者健全育成部会等の部会を想定。

[委員数] 20人以内

[委員構成] 子どもの保護者、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援従事者ほか

#### [所掌事項]

#### ①子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項

幼稚園・保育所の利用定員の設定、地域型保育事業所の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画策定、子ども・子育て支援施策の総合的な推進及び実施状況の調査審議

#### ②地方青少年問題協議会法第2条に掲げる事項

青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の樹立に関すること 等

#### ③少年補導センターの適正な運営に関する事項

#### ④子ども・若者健全育成基金を活用して行う事業に関する事項